



群馬県立渋川高等学校拳友会

会 則

昭和48年3月30日設定

平成3年6月8日一部改正

[総 則]

第1条 この会は、群馬県立渋川高等学校拳友会「渋川高校拳友会」（以下本会という）と称し、本部を会長宅、事務局を幹事長宅に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、渋川高校空手道部への支援・協力を行い空手道部の健全なる発展を期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 渋川高校空手道部の発展に寄与する事項。
- (2) 会員相互の親睦に関する事項。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項。

[組 織]

第4条 本会の会員は、正会員と特別会員で組織する。

- (1) 正会員は、渋川高校空手道部の卒業生。
- (2) 特別会員は、渋川高校空手道部の歴代顧問及びこれに準ずる者。

第5条 会員が本会の名誉を著しく傷つけたとき、または所定の会費を納めざる時は、役員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

[役 員]

第6条 本会には、次の役員を置く。

- ① 会長(1名) ② 副会長(若干名) ③ 幹事長(1名) ④ 副幹事長(若干名)
- ⑤ 幹事(若干名) ⑥ 会計(若干名) ⑦ 会計監査(3名)

他に特別顧問及び顧問を置くことができる。

- (1) 上記役員は、役員選考委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、会計監査中1名は、現空手道部の顧問があたる。
- (2) 会計監査1名を除くその他の役員は、正会員より選出する。
- (3) 特別顧問は、会長経験者とする。

第7条 役員の任期は3年間とし、再選を妨げないものとする。

ただし、役員に欠員が生じたときは役員会において審議する。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 役員としてふさわしくない行為のあったとき、または特別の事情があるときは、その任期中であっても役員会の議決を経て会長がこれを解任することができる。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は会務を統括し、本会を代表する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。

(3) 幹事長・副幹事長及び幹事は、会長及び副会長を補佐し、総会の決議に基づき日常の事務並びに役員会の議決した事項を処理する。

(4) 会計は会費の徴収・経費の支出等一切の会計事務にあたる。

(5) 会計監査は、会計を監査し総会において報告する。

(6) 特別顧問及び顧問は、会長の諮問に応ずる。

[会 議]

第10条 総会は原則として3年に一度開催し、会務会計の報告・役員改選・会則の変更その他重要事項を審議決定する。

ただし、必要あるときは、役員会の議決を経て臨時総会を開催することができる。

第11条 役員会は、必要あるときは会長の承認を得て、いつでも開催することができる。

[会 計]

第12条 本会の事業遂行に要する費用は、入会金・会費・寄付金その他をもって支弁する。

第13条 本会の入会金は10,000円とする。ただし、入会金は特別会員のみとする。

第14条 本会の会費（正会員のみ）は、年間1,000円とする。

ただし、総額30,000円までとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

[附 則]

第16条 この会則は、昭和48年3月30日からその効力を発する。

(1) 昭和50年4月5日一部改正

(2) 昭和54年5月25日一部改正

(3) 昭和62年7月1日一部改正

(4) 平成3年6月8日一部改正

第17条 この会則は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

第18条 この会則の施行に伴う細則は、役員会の議決を得て別に定める。

以 上

澁川高校拳友会役員

(平成25年4月1日～平成28年3月31日)

- ・会 長：水 沢 淳
- ・副会長：佐藤 正太郎 ・ 田 邊 寛 治 ・ 星 名 建 市
- ・幹事長：高 橋 範 行
- ・副幹事長：中 村 淳 史 ・ 永 井 廣 隆
- ・幹 事：須田 伸一郎 ・ 安力川 幸好 ・ 戸 仲 宏 ・ 関 郁 夫
佐藤 克也 ・ 佐藤 天平 ・ 今 井 覚 ・ 関 根 涉
- ・会 計：間 庭 高 使 ・ 小 此 木 哲 雄 ・ 橋 爪 豊
- ・会計監査：富 永 誠 ・ 寺 島 寿



本 部：〒377-0006 澁川市行幸田967

TEL 0279-23-2436 / FAX 0279-25-8815

事務局：〒377-0003 澁川市八木原572-3

TEL 0279-24-9369 / FAX 0279-24-9369